

大学院の現状と課題

田 村 譲

はじめに

1. 沿革
2. 新たな大学院
3. 従来型大学院の変貌
4. 開講形態の多様性
5. 入試の多様性
6. その他
7. 課題

おわりに

はじめに

大学（学部）の上に位置する機関として米国で発達してきた制度を模倣した日本の大学院は、専ら研究機関として位置づけられ、アカデミズム優先の研究者養成機関として一定の機能を果たしてきたが、ここ数年、急速な変化に直面している。その主たる要因は、大学院充実政策の展開と、学部レベルで、教育と研究を一致させるのが困難となる状況が醸し出されたことにあった。

それはまた、18歳人口が減少しているにもかかわらず、私立大や公立大の数が逆に増大するといった過剰参入に伴う競争の激化が、大学間格差の拡大を招き、その中で展開された10年来の約1,200の大学、短大改革の嵐の大学院版であると同時に、学部の「アクセサリー（お飾り）」として存在し、研究者の養成を目的とした狭い分野の「研究」を中心に行っていた大学院の時代が終わりを告げたことを意味していた。

すなわち、大学院充実の国家プロジェクトと規制緩和策が強力に進められ、

各大学がこぞって大学院の充実策を展開した結果、新しい形（名称）の大学院が続々と登場し、これまで「高かった」大学院の敷居（ハードル）が、急速に低くなったのである。

こうした大学院改革は、大学の基盤が根底から問われるといった「何世紀に一度」という世界的規模の大学改革の一環として行われたが、それは従来の大学院を根本から一新させる、大学院大衆化時代の到来でもあった。

その大義名分は、「改革（旧態依然とした大学院像からの脱却）」「時代の要請」「大学間競争の激化」「格差拡大」「生き残り」「市場（競争）原理」「国際競争力の強化」であり、錦の御旗が、「学びたい」との熱意と願望を持つ人々に対する大学側のエールということになる。

概念的にも制度的にも、これまで研究大学院（Graduate School）と専門大学院（Professional School）を区別してこなかった日本の大学院の構造的問題を一挙に是正することを志向した改革によって日本の大学院は、従来型の大学院と専門（職）大学院に峻別され、前者は研究者・職業人の養成を使命とする大学院に、後者は、高度専門職業人の養成に特化した実践的な教育を行う大学院修士課程となったわけである。中でも、専門（職）大学院の創設は、大学院改革の目玉になっており、今後大学院は後者を中心に展開されるとさえいえる状況にある。

つまり、日本の大学院は、今や新たな展開の時代を迎え、即戦力を育成する専門大学院、複合的な分野に取り組む独立研究科などが、社会人が学びやすいように、夜間大学院や、昼も夜も授業を行う昼夜開講制を伴って、次々と設置される時代になっているのである。

1. 沿　　革

中世ヨーロッパにおいて、学位審査ないしは授与する権限を有する大学がほとんど例外なく有していた大学院は、英米において Graduate School とよばれ、大学の一部または独立の高等教育機関として、学部卒業生（学士号取得者），

およびこれと同等以上の学力があると認められた者のみが、さらに精深な学術・技芸を探究するために進学が許される機関であった。

すなわち大学院は、大学および学位・称号制度の歴史とともに発展してきたのであるが、イギリスでは1438年創立のオール・ソウルズ・カレッジ All Souls College がもっとも古く、アメリカでは1876年開校のジョンズ・ホプキンズ大学 Johns Hopkins University が独立の大学院大学の構想の下に発足したといわれている。

1886年の帝国大学令によって分科大学とともに大学を構成し、「学術の蘊奥（うんのう）を攻究する」場であり、かつ博士の学位を授与する機関として、大学院の名称(旧制大学院)がはじめて法律上使われた日本では、その後、1918年の大学令において、学部の上に研究科を置くか、数個の学部の上に大学院を設置することを官立・私立の全大学に義務づけた。

敗戦後は、1947年制定の学校教育法と大学院基準（学制改革）によって1950年に通学制（スクーリング）を原則とする新制大学院が私立大学に発足し、その3年後の1953年より国・公立大学にも順次発足することになった。

その後、1974年の大学院設置基準の制定に伴う学校教育法改正に基づいて、大学院の目的を「学術の理論および応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与する」（学校教育法65条）こととした。その上で、修士課程（標準修業年限2年）と博士課程（標準修業年限5年。医学、歯学、獣医学は標準修業年限4年）に区分し、両課程を併置するか、そのいずれかを置き、博士課程は、前期2年、後期3年の課程に区分するものと、5年一貫のものが認められた。

1987年には、高等教育のあり方（大学改革・大学院改革）に対する審議を行う機関として大学審議会（大学審）が設置され、審議の結果、大学院改革に関する答申が、1991年に行われた。

これを受けて文部省（当時）が大学院設置基準を改正、これによって大学院大学（独立大学院）、連合大学院、連携大学院など新形態の大学院の設置が認

められた。

その結果、2001年の大学院在学者数は修士課程15万5,271人、博士課程6万8,245人と、飛躍的に増加した。しかし、日本の人口1,000人当たりの大学院生数は1997年現在1.4人、学部学生に対する大学院生の比率は7.1%であり、アメリカの7.7人、16.6%（1995年）、イギリスの5.5人、20.9%（1995年）、フランスの3.6人、18.3%（1996年）などに比べて大きな隔たりがある（http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/gijiroku/001/020901cj.htm。なお、2002年現在の大学院生総数は223,512人で、内訳は国立137,956・公立11,681・私立73,875人である—http://rihe.hiroshima-u.ac.jp/data_list.php?mst=35）。

また、欧米に比べて30年近く遅れをとっているとの指摘があった専門大学院も、大学における高度専門職業人養成の目的に即した教育研究体制等の整備を推進し、その機能を一層強化するという観点から、大学院修士課程におけるこれまでの高度専門職業人養成を更に進めて、特定の職業等に従事するのに必要な高度の専門的知識・能力の育成に特化した実践的な教育を行う目的で、1999年に制度化された。

しかしながら、専門大学院は既存の大学院の枠に縛られ、柔軟な教育体制が取りにくいという難点があったため、「専門大学院」を発展させる形で創設されたのが、2003年4月に登場した修業年限が「非固定」で、「実務家教員による実践的教育」が特徴の「専門職大学院」（修士課程）であった。あわせて、通信制大学院、放送大学大学院等の設置も可能となった。

なお現在、制度として大学院が設置されているのは、アメリカ、イギリス、ロシア及び日本等で、フランスと西ドイツは制度として大学院課程を設けていない。だが、フランスでは、大学4年修了後の研究課程である大学第3期教育課程が大学院に相当し、現に修士号と博士号が授与されており、ドイツでは、大学卒業者のうちから学位論文に基づいて博士号が授与されている（修士号はない—<http://wwwwp.mext.go.jp/jky1970/index-20.html>）。

2. 新たな大学院

- (1)専門（職）大学院 (2)通信制大学院 (3)独立大学院 (4)放送大学大学院
- (5)連合大学院・連携大学院

(1) 専門（職）大学院

いうまでもなく、専門（職）大学院のモデルとなったのは、リーダー的な役割を果たすプロフェッショナルを育てる教育機関として長い歴史を持っているアメリカの「ロースクール（法曹関係者の養成）」「ビジネス・スクール（高度なビジネスマンの養成）」「メディカルスクール（医療関係者の養成）」などのプロフェッショナルスクールである。

日本の専門（職）大学院のこれまでの大学院修士課程との顕著な相違の第1点は、修業年限である。専門（職）大学院の修業年限は標準「2年」であるが、専攻分野に応じて「1年」に短縮できるし、逆に「3年」に延長することも可能な柔軟性を持たせた「非固定」制である。

すなわち、現在、専門（職）大学院生の8割を社会人が占めている (http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/gijiroku/004/010901/s05-03.htm) が、実際、2年制大学院に通い学修を行うことは社会人にとって容易ではなく、このような院生の修学上の困難さが、専門（職）大学院の設置の促進に当たって支障となっていることから、当初見送られた短縮制度が認められたのである。

つまり、実務的・技術的能力を高めることが主な目的である場合には1年でも可能であるが、専門的知識に基づいた論理的思考力を養いながら実務的能力を高めることなどを主な目的とする場合には2年以上でなければ難しいとの意見の妥協的産物として、分野や教育内容等に応じて「非固定」制が採用されたわけである。

第2点は、専門（職）大学院で行われる教育の目的が特定分野の高度職業人

を養成することから、理論教育と同時に実務教育が必要不可欠となるが、そのため、その職業分野の実務経験を有する実務家教員の一定数の配置が義務付けられたことである。

第3点は、専門（職）大学院修了者には経営学修士（専門職）などの「専門職学位」が授与されることである。

第4点は、国際的にも通用する実践的な教育水準を確保するため、第三者評価機関による継続的な第三者評価が義務付けられたことである。

そのほか、専門（職）大学院が従来型の大学院修士課程とは異なる特色である設立目的に即した質の高い教育研究を確保するために、教員組織は従来の2倍、相当数の実務経験者が必要で、カリキュラムや授業方法については、ケーススタディ、演習、フィールドワーク、インターンシップ等が必要とされる。

さて、原則として「30単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う特定課題についての研究成果の審査及び試験に合格すること」（例外として、当該修士課程の目的に応じ適当と認められるときは、修士論文の審査をもって特定課題についての研究の審査に代えることができる）が修了条件となる専門大学院は、国立の一橋大学（学際企業戦略研究科経営・金融専攻学）と京都大学（医学研究科社会健康医学系専攻）の2大学2研究科2専攻が2000年4月に設置されたのが、その端緒となった。

翌2001年4月には私立の青山学院大学が、学部卒業生、中堅ビジネスマン、さらには企業経営陣といった、バックグラウンドの異なる人々に対する「高度専門職業人養成」に特化した昼夜開講制の“ビジネス・スクール国際マネジメント研究科”を開設したこと等により、2001年度には4大学4研究科4専攻（経営・金融、国際マネジメント、社会健康医学、医療経営・管理学）となった。

だが、経営管理、法務実務（法律事務）、金融実務（ファイナンス）、国際開発・協力、国際企業戦略、公共政策、公衆衛生などのビジネス実務分野などに設置することを目的とした専門大学院は、認可基準が厳しかったことから期待されたような開校数にいたらなかったため、設置要件を緩和せざるをえなく

なった。専門職大学院の登場である。

設置要件緩和による専門職大学院は、2003年にスタートし、医療、福祉、公共政策などの分野で8校10大学院（<http://www.gakkou.net/daigakuin/laws/03pro.html>）が開校し、04年には13校が認可を受けた。つまり、2002年度までの専門大学院が、事実上、2003年度から専門職大学院へ移行したわけである。このうちIT（情報技術）関連大学院である法政大学専門職大学院イノベーション・マネジメント科は、1年制で、経営に携わる人材、組織内で変革を起こしていく人材、経営の仕組みを熟知したIT技術者、より高度なIT技術者の育成を目指している（<http://www.hosei.ac.jp/pro/im/index.htm>）。しかし同大学院は、ITを熟知した起業家育成に重点が置かれており、産業界が求めている即戦力のIT実務者育成のための専門職大学院ではなかった。他方、企業のIT人材は現在41万人以上が不足しているといわれ、特に高度な実務能力を持つ人材が足りないところから、総務省は、産業界主導による国内初のIT（情報技術）専門職大学院（修士課程）の設立を2005年に予定している（2003年12月23日付『毎日新聞』）。

このほか、国家試験と連動した専門職大学院を卒業すると新司法試験の受験資格が得られる「法科大学院」と、卒業すると公認会計士試験の一部科目の免除が予定されている「会計大学院」も設置が可能となった（現在のところ、国家試験と結びついた専門職大学院はこの2つ）。

次に、専門大学院は高度専門職業人養成という目的に応じた教育水準の維持・向上を積極的に図るため学外者による評価が義務付けられていたが、専門職大学院についても、専攻分野ごとに認証評価機関による継続的な第三者評価を受けることが義務付けられている。

現時点では、大学院レベルの高度専門職業人養成について評価する第三者評価機関が日本に存在しないため、第三者評価制度の導入については、第三者評価機関の整備充実の状況等を踏まえ、移行期間の設定など、適切な配慮方策について検討が行われている段階である。なお、先行した青山学院大学では、2002

年から日本を代表するトップマネジメントおよび世界各国から集まってきたビジネス・スクール関係者からなる「専門大学院国際マネジメント専攻修士課程評議委員会」を設置して、この条件をクリアしている (http://www.bb.aoyama.ac.jp/agunews/vol_9/topi_1.html)。

適格認定されなかった大学院、特にその修了が国家試験の受験資格等とつながる専門職大学院に対する対応の在り方についても、今後更に検討される予定である。

i 法科大学院（ロースクール）

法科大学院は、アメリカで法学教育を行う機関として発達し、現在もその機能を果たしているが、アメリカのロースクールは、大学の学部卒業が入学条件で、入学審査は、学部時代の成績や適性試験、社会経験などの総合評価で行われる。修学期間は3年で、司法試験は州ごとに行われ、ロースクール修了者のほとんどが合格して弁護士になる（なお、2003年2月現在で、「アメリカ法曹協会〔ABA〕」認可のロースクールは187校である—<http://www.abanet.org/legaled/approvedlawschools/approved.html>）。

日本でも、いわゆる司法改革の一環として、新たな法曹養成機関を目的に中央教育審議会大学分科会で検討され、2002年8月5日に「法科大学院の設置基準等について」の答申が行われた (<http://www.hiraoka.rose.ne.jp/B2/cks-ls020805ts.htm>)。

答申は、「①法曹養成に特化した「専門大学院」として位置づけ ②課程の修了要件は3年以上の在学、93単位以上の取得（法学既習者については1年以下〔30単位以下〕短縮） ③法理論と実務との架橋を強く意識した教育 ④入学者選抜では、公平性・開放性・多様性を旨として、入試のほか、幅広い分野の学業成績、学業以外の活動実績等を総合的に考慮 ⑤教員は高度の教育上の指導能力があると認められる者 ⑥大学関係者や法律実務に従事する者、法的サービスの利用者等で構成される機関による第三者評価（適確認定）による評価を受ける」等について具体的に提言、これを受け、2004年4月より

法律上（学校教育法上）の大学院として設置（院生受入れを開始）されることになった。

それは、現在の司法試験が詰め込みの受験勉強によるマニュアル志向の法曹を生んでいるとの反省と、司法制度改革のために法曹の数自体を増やす必要から生まれたものであったが、修了すると新たに設けられた新司法試験の受験資格を得られ、また、定員の一部は法学部以外の卒業生や社会人に充てられる。

その教育形態は、昼間を原則とする20～50人規模の少人数制のクラスで、半期で完結のセメスター制を採用し、講義科目では、ソクラテックメソッドを用いたインタラクティブな講義を、演習科目では、ソクラテックメソッドやケースメソッドといった多角的な学習アプローチを行って法理論と法体系の修得を目指し、また授業を十分理解できない院生には個別的学习指導を行うためのオフィスアワーやティーチングアシスタントを配置する。また各科目間、例えば、実体法と手続法を有機的に統合したうえで、法律の基礎知識と実務家法曹としての技術的知識と応用を考慮したカリキュラムの編成をするとしている。

特に、少人数で対話を重視した教育を特色とする法科大学院は、必然的に高コスト体質になっているため、財政面での援助がなければ設立・運営が困難となる。

例えば、日弁連の調査では、学費負担額が年150万円を超えると75.4%，200万円以上だと84.4%が入学を断念するという結果（http://www.nichibenren.or.jp/jp/katsudo/katsudo/syourai/houka_daigakuin/houka_daigakuin_a.html）が出ていているところから、2003年8月文部科学省は、学生の負担を抑え、司法制度改革の根幹をなす法曹養成が順調に滑り出すことを目的に、法科大学院に通う学生向けの奨学金や私立の大学院への助成といった財政支援をする方針を固め、2004年度予算の概算要求などに盛り込んだ。それは、「奨学金」「私学助成」「特色ある教育を実践する大学院のプロジェクトに対する重点的補助」の3本柱から成り立っている。

奨学金については、「①日本学生支援機構（旧日本育英会）による奨学金の

上限額の引き上げ ②大学院の学生に対する有利子の奨学金上限の月額13万円を、法科大学院の院生には月額4万円から7万円の増額を認め、最大で20万円に増額 ③貸与枠を院生全体の80%までに引き上げる」内容で、その総額は無利子貸与分と合わせて85億円の規模を見込んでいる。

その点を考慮し法政大学大学院法務研究科は、当初予定していた授業料174万円を133万円に減額した（ただし、実際の支援経費額は、今後の審議、決定を待つことになり、大学への補助金額も不明なため、本学への補助金額が決定した場合には、対応について改めて検討するとしている）。また、京都産業大（京都市）は、2003年5月に授業料の全額免除を打ち出した。初年度入学金27万円、授業料165万円、教育充実費18万円を予定しているが、定員60人のうち、成績上位1割の授業料を全額免除、続く4割を半額免除とし、対象者は学期ごとの成績で見直すとの内容である。神戸学院大（神戸市）は1学年5人の年間学費120万円を全額免除、続く5人には40万円を給付、甲南大（同）も法学既習者の1年生6人以上について授業料110万円と施設設備費20万円を免除すると発表した。

このほか、関東、近畿などの10校以上が授業料の半額以上の奨学金支給を公表、例えば、大宮法科大学院（さいたま市）などは金融機関と提携し、学費ローンの利子を負担、愛知大（愛知県豊橋市）などは、弁護士になった後、弁護士過疎地への赴任といった要件を満たせば、貸与された奨学金の返還を免除する制度を取り入れた。

中でも私立の法科大学院の学費は、その基本的財政基盤から独立法人（旧国公立大学）の年間授業料80万円と比べて150万～200万円といった2倍を超える高額の授業料の徴収が必要となる。もとよりそれでも、採算ラインに乗るわけではなく、学部収入からの持ち出しになるが、この現実は、抜本的な司法改革である国家的プロジェクト事業としての法科大学院の展開で公平な競争を阻害することを意味する。

そこで文科省は、私学助成（国の補助金）として50億円の増額を見込み、

それを各大学院の規模に応じて助成し、その格差を30万円程度にまでの縮小を、さらに、国公私立を通じて、特色ある教育を実践する大学院のプロジェクトを選抜して重点的に補助金を配分するため78億円を要求した（これらは競争的な環境のなかで各大学院の教育充実を加速させるための措置であるため、法科大学院だけでなく、ビジネス・スクールなど他の専門（職）大学院も受けられる仕組みになっている）。

だが、財務省は2003年11月22日、「個人が高度な資格を得るために大学院に、特別な公的助成は適切でない」「大学院の運営費が不足する場合は、授業料引き上げなどで対応」するようとして法科大学院の運営費など、文部科学省が2004年度予算で要求している新たな補助金を認めない方針を明らかにした（2003年11月23日付『日本経済新聞』）。

しかし、2004年度予算の大蔵による復活折衝で、文科省が私立大法科大学院支援に求めていた25億円が2003年12月22日に認められ、文科省は25億円中22億円を格差是正に充当するとした。この金額は、私大45校の総入学定員3,740人で計算すると、1人あたり約50万円の授業料引き下げ効果を生む。そのため、当初、国立大学法科大学院の授業料の標準額80万4,000円に対し、設置認可された私立大45校の授業料の平均額が160万円弱と、約80万円の格差があったが、文科省目標の「格差30万円」ラインに縮まる結果となる。これに法科大学院の院生向けに月額で最高20万円の有利子奨学金の創設も別途認められたため、返済の義務を別にすれば「ほぼ格差は埋められる」ととなる（河村文科相の談=残る5億円は法科大学院新設のための施設整備などに充てられる—2003年12月23日付『日本経済新聞』）。

なお、法科大学院修了生には、JD（Juris Doctor）法務博士の学位が授与される。

（2）通信制大学院

日本の通信教育は、発足してから半世紀を経過した今日、急激な技術革新や

産業構造変化といった経済社会的一大変化の中で、かつてない程の大転換期を迎えていた。急速に発展・進化する情報化（IT）が遠隔教育の面で新展開をもたらしたためである。

特に最先端のマルチメディアの活用は、大学院の教育において効果的な手段と認識されるにいたったが、そうした状況下、1997年の大学審答申（http://www.ias.tokushima-u.ac.jp/daigakushin/shingi/tsushin97_12.html）により、1999年度に「授業による教育の比重が高い修士課程の専攻分野によっては、通信教育により十分な教育効果を得ることが可能である」との考え方から設置が認められたのが、通信制大学院であった。

すなわち、通信制大学院の設置は、実社会の中で目前の仕事に追われている社会人が、日常的に通学することなく、在宅でパソコン・コンピュータとインターネット・CS放送を活用しながら、より高度な客観的な分析や研究態度を身につける絶好の機会提供で可能となるが、こうした機会の提供は、遠隔地在住者や社会人などの通学不可能な人が低学費で大学院教育にアクセスできるメリットがあった。

授業は、これまでの学部の通信教育と同様、通信指導による在宅学習と、面接指導が中心となるいわゆるスクーリングが基本となる。

在宅学習では、1つの科目につき、数冊の「基本教材」および指導書が配布され、またCS放送、あるいはメディア・スクーリング（テレビ会議システムを利用した双方向・リアルタイムで行う授業）やサイバーゼミを利用して双方向・リアルタイム授業を受講し、それをもとに教材ごとの課題を研究し、リポートにまとめていく。研究・リポートについての指導は、電子メールやインターネットによる双方向性メディア等を通して個人的に行われ、またグループ討議も行われる。つまり、印刷教材等の郵送による授業や放送授業、面接授業に加え、電子メールを活用した指導が行われるのである（<http://www.uce.or.jp/inngaiyou.html>）。また、サイバーゼミでは（<http://faculty.web.waseda.ac.jp/miyazaki/japanese/telm/mpcz.htm>）、パソコン（CCDカメラ使用）を活用した双方向遠隔

授業で所定の日時を指定され、指導が行われ、ゼミは修了要件である面接スクリーニングの8単位に含まれる。

面接スクリーニングにおいては、必修科目を中心に在宅学習では学習効果を十分に上げることのできない科目や特別研究（修士論文指導）を一定の期間大学に通学して受講し、直接指導を受けることになるが、このスクリーニングは、修了要件として8単位の修得が義務づけられている。

なお、必修科目を含め30単位の修得と、修士論文の合格により修了となること、各専攻の修士の学位が授与されるのは、通信制以外の大学院と同じである。

その通信制大学院修士課程は、2002年度現在、児童学、国際情報、文化情報、人間科学、教育学、浄土学、仏教学、仏教文化、日本史学、東洋史学、中国文学、英米文学、生涯教育、社会福祉学、情報学、法学、環境科学、情報処理工学、英語学、国文学、社会学の分野において7大学11研究科22専攻が設置されている（<http://campus.nikkei.co.jp/sc/tusin02.html>）。

通信制大学院における博士課程の設置については、研究課題に即した研究指導と学生自身の自発的な研究活動を中心に構成されている博士課程の特性から、通信教育により十分な教育効果が得られるか否かについては慎重な意見があり、修士課程の開設・運営状況、実績等を見ながら判断することが適切であるとされ、当初制度化が見送られた。だが、通信制修士課程が社会人の学習の場として適切な役割を果たしていることが認知されたばかりか、在学者のうち9割以上が博士課程の設置を望み、また修了生の多くが、修士課程での研究テーマを発展させるための学習を継続したいと考えていることを考慮して、つまり、かかる教育需要への対応の必要性が改めて認識されるに至り、継続してより高度な教育研究を行う機会を拡大する観点から、その設置が認められ（http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/gijiroku/005/020101/toushin/04.htm），2003年4月に日本大学大学院総合社会情報研究科等、3つの博士課程が開設された。

ところで、通信制大学院ではないが、デジタルデータ放送のメガポート放送は、2003年7月からCS放送902チャンネルで展開している「CS教育テレビ」において辰巳法律研究所の授業を基にアビバジャパンが制作する衛星放送で初めての司法試験対策講座の放送をロースクール向けと、現行の司法試験の対策講座の2番組で開始した。これにより、予備校がない地方の受験生の利便を図るほか、全国のアビバパソコン教室の約140校に受信機を設置し、教室でも受講できることになった（費用はロースクール向けが7月15日～8月21日、計12回講義して受講料は3万3,300円。司法試験向けは7月16日から来年3月まで、計72回の講義で14万3,000円—2003年6月11日付「毎日新聞」）。

(3) 独立大学院

学部組織がなく、大学院だけで構成されている大学院大学を独立大学院というが、その多くは学際的な分野を対象に、ユニークな研究を行っている。すなわち文学部と大学院文学研究科のような学部とセットではなく、単独で設置される大学院であり、2002年までに42大学76研究科が開設されている。院生の総数は約20万人で、学部学生に対する院生の比率は8.3%になったが、英国の18%などには劣るため文科省は経済的な面も含め若手研究者の支援制度を設けている（http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/gijiroku/001/03052801/005/002.pdf）。

それとよく似た制度の独立研究科があるが、これは、学部の枠を超えた大学院で、各大学における多種多様な分野で先端知識を持った複数の学部や研究者の集団が共同で運営する大学院であるところがほとんどであり、双方とも、独自の研究をめざしたい社会人を対象としているといえる。

(4) 放送大学大学院

通信制大学としてユニークな存在の放送大学が2001年に開設し、2002年4月から院生を受け入れている放送授業・印刷教材、通信指導、研究指導を柱と

する大学院が放送大学大学院である。そこでは、広く社会のすべての人々に開かれた生涯学習機関として、学習者が職場や生活の場を離れることなく、21世紀を生きる高度専門職業人に不可欠な、総合的教養学に裏付けられた高度な専門的学識および知的技能を修得できるよう、現代の知の最先端を踏まえつつ、急激な国際化と情報化の地平に適合した柔軟かつ実効的な教育が行われている (<http://www.u-air.ac.jp/hp/>)。

すなわち、1研究科「文化科学研究科」、1専攻「文化科学専攻」に4つの「プログラム」が設けられており、院生はいずれかのプログラムに所属し、授業は、従来の学部同様に、テレビ・ラジオを活用するほか、テレビ電話や電子メールなどを使ったマルチメディアも取り入れられている。研究指導は、研究指導担当教員による研究レポートの添削指導・講評、電子メール、テレビ電話、電話、FAX、郵送（質問票）又は、対面による直接指導等により行われる (<http://www.u-air.ac.jp/hp/>)。

修士全科生500名、修士科目生10,000名という大規模な大学院であるため比較的入学が容易であり、向学心に燃える社会人や遠隔地在住者にとって大きなメリットがある。

標準修業年限は2年間（在学年限は5年間）で、研究指導（8単位）を含めて30単位（臨床心理プログラムは34単位）以上修得するとともに修士論文または特定課題研究の審査及び口頭試間に合格すれば「修士（学術）」の学位が授与される (<http://www.u-air.ac.jp/hp/master/11-1.shtml>)。

なお、同大学院の在学者は、60歳以上の割合が8.3%、また、会社員や公務員などの有職者の割合は79.9%となっている (<http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2003/zenbun/html/F2331220.html>)。

(5) 連合大学院・連携大学院

大学間で得意分野の講座を提供し合い、教育や研究の質を高めることを目的に複数の大学が協力して教育研究を実施する大学院が連合大学院 (<http://www>.

office.hyogo-u.ac.jp/jgs/doc/top.html) であり、設置形態としては、修士課程のみを持っている大学同士が連合して研究の核となる博士課程の連合研究所を設置するものと、独立した大学院同士が、単位互換制度をとる2つのケースがある。

前者の大学院の入学資格は、基本的にそれぞれの大学の修士課程修了者となり、通常、所属する研究科の単位を一定程度取得しなければ、この制度は利用できない。

後者の場合には単位互換を認める講座と認めない講座があり、希望する授業を受講できる保証はない。

類似の大学院として連携大学院がある (<http://web.infoweb.ne.jp/venture-net/seido/sonota/so04.html>)。連携大学院は、学外の高度な研究水準をもつ国や民間の研究機関をはじめ世界の最先端をいく研究機関との間で、教育研究に関する協力協定を結び、大学院の教育研究の重点化をさらに推進し、学術研究の高度化と優れた研究者、高度専門職業人の養成強化を目的とする教育研究システムで、日本では現在、独立行政法人産業総合技術研究所九州センターと東北大学、筑波大学、佐賀大学、千葉大学、神戸大学、宇都宮大学、徳島大学、名古屋工業大学、東京理科大学、千葉工業大学、立命館大学、大同工業大学等との連携が、その一例である (http://www.aist.go.jp/www_j/guide/gyoumu/renkei/top/)。

教育システムは、単位互換制度を基本とするが、具体的には、各研究機関の研究者を大学の客員教授などに迎え、大学院での研究指導を担当、院生は、研究指導（専修科目、特殊研究科目的履修）を受けることができる研究機関に通学して直接研究施設・設備の利用や人材交流を通じて先端科学技術に関わる研究に従事するといった具合になる。

3. 従来型大学院の変貌

こうした大学院改革の一環としての新たな大学院の設置は、従来型大学院に対しても大きな影響力をもたらし、その多様化はもはや避けられず、研究大学

院の他に職業人養成のための多種多様な形態の大学院が模索されるようになっている。

その一つがいわゆるビジネス大学院(スクール)である。同大学院は、ステップアップをめざす大卒ビジネスマンを主な対象に、実践的な経営理論や技能を、事例研究や討論、実地調査などを交えて教える等、社会人に、実践的な再訓練のプログラムを提供する機関と位置づけられており、その対象は民間の企業人のみならず、中央や地方の官公庁等の公的機関、病院、学校、NPO、NGOなど社会活動におけるあらゆる分野にわたっている。

つまり、本場の米国ではMBA (Master of Business Administration=経営学修士) がビジネスエリートに必須といわれるが、そのビジネス・スクール型を志向した大学院が、ビジネス大学院で、MBAの学位が与えられる。その設置形態としては、従来型大学院として開講するものと、専門職大学院として開講するものとがあり、経営学修士コースの大学院として設置されるものとあわせて60校ほどになる。

だが、米国の民間機関AACSBがビジネス・スクールとして認証を与えているのは、2001年6月現在、米国内が384校、その他が22校、日本では慶應大学院経営管理研究科のみである (<http://www.kbs.keio.ac.jp/>)。

特色の第1が、実践重視の特色あるカリキュラムである。ビジネス・スクールの最大の目玉は実践に即したカリキュラムの編成であり、当然、開講科目は、幅広い人材を受け入れていることから、院生のニーズにマッチしたものでなければならない。その前提是経営・経済分野と法律・情報の分野を融合する等の「多彩化」、換言すれば、院生にとって広い選択肢があることであるが、その他、認知度が低い学問であっても、これから注目される新しいユニークな科目の開設が急務の課題となる。

ユニークな開講科目の例としては、外国人とのコミュニケーションはもとより、日本人同士の文化や価値観の違いなども含めた広い意味での異文化コミュニケーションがテーマとなる広島大学大学院社会科学研究科マネジメント専攻

の「交渉学講座」（コミュニケーション学の一種）があげられる（<http://www-cres.senda.hiroshima-u.ac.jp/page/nletter/vol6/koso.html>）。

最大の問題は教員スタッフである。いかに新しいユニークな科目を設置したとしても、実際にそれを担当する教員にその内容を十二分に展開できる能力と経験がなければ「絵に描いた餅」となる。肝要なのは、実際の企業と接点を持つて研究活動を行っている教員の確保である。すなわち、現役の企業・官公庁人やその出身者を一定数配置し、現在及び将来必要な知識や技術に焦点を絞った講義や実習が展開されなければならないのである。

教材の選択も課題である。アップ・ツー・データな、かつ実際のケースを基にした教材を使用した洗練されたケースメソッド中心の授業の展開でなければそのニーズを満たすことができるのは明白だからである。

次に必要なのは、現役社会人でもある院生のレポート提出や発表の準備、討論の展開は大変な負担を強いるところから、負担を軽減させながら質の高い成果を出せる授業の方法論の開発である。そのため、特に、郊外にキャンパスを持つ大学は都心やビジネス街などにサテライトキャンパス（スタジオ）を設置する必要がある。当然、自宅学習体制の確立も重要である。インターネットによる教材提供やEーラーニングで受講することによる修学体制の確立である。

実際、ビジネスマンにとっては大学院で学ぶ時間の捻出が最大の問題となるが故に、最短1年で修了するコース（修業年限1年システム）が提供される必要がある。大学院設置基準14条特例（「通常の時間帯外の時間に授業を行う」）を利用した夜間コースや土日祭日開講、あるいは名古屋商科大学大学院のように、土日のみ、かつ最短1年間でMBAが取得可能な「ウィークエンドMBAプログラム」の提供がそれである（<http://www.between.ne.jp/school/shi/35430/bw/grad/>）。

4. 開講形態の多様性

社会人を対象とした大学院は、当然のことながら授業形態や内容が考慮されなければならない。授業内容についていえば、受講科目に必修科目を設置しないとか、学位論文のテーマを勤務する企業等の事業や職種に関連するものにできる等、その自由度が高められている。

(1) 昼夜開講の大学院

昼夜開講制とは、昼間に開講される以外にも、夜間や週末を活用して授業を受けることができる制度で、夜間大学院よりも圧倒的に数が多く、2002年度現在、238大学院で実施されている (<http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2003/zenbun/html/F2331220.html>)。ただし、大学により昼夜開講のシステムが異なり、必ずしも夜間だけの履修で必要な修了単位が取れるとはかぎらず、例えば、「①全課程を夜間のみで修了 ②課程の一部を昼間、残りを夜間で修了、③課程の大部分を昼間、残りを夜間で修了 ④教員と学生の相談で時間の割り振りを決定する」など、さまざまである。

(2) サテライトキャンパス

かつて都心にあった大学が郊外へと転出したため、社会人が勤務後大学院に通学するのはかなりの負担であるところから、郊外や地方の大学等が中心部に教室を設ける形態をサテライト大学院という。例えば、大学が都道府県の境を超えて“分校”的形でJR大阪駅周辺（例えば <http://www.umeda-osu.ne.jp/>）やJR東京駅八重洲口に社会人向けサテライト教室「東京ステーションカレッジ」を開設する等 (<http://mba.nikkei.co.jp/news/120.cfm>) であるが、ここでの講義はすべて夜間に行われることにより、社会人受け入れの拡大が見込まれる。

(3) 夜間大学院

大学院には行きたいけれど、仕事があるので昼間は通学できないという人のために専ら夜間に開講する大学院であり、2002年度現在、21大学院において設置されている（<http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2003/zenbun/html/F2331220.html>）。

授業時間は1～2時間、午後6時から6時30分ごろに始まり、午後8時から9時ごろに終わる。平日の夜間では足りなかつた場合は週末に補講が行われる。

(4) 土日開講

大学院の多様化で、社会人が在職のまま大学院に通いやすい環境が整いつつあるが、土日開講大学院もその一つである。

なお、夜間にも土日にも通学できない人には、通信制大学院が選択肢となる。

(5) セメスター制

1年を2期に分けて、半年ごとに単位を認定するアメリカの大学で多く見られる制度がセメスター制である。つまり、通常、修士課程や博士前期課程の場合は2年の期間（2期）が必要になるが、セメスター制ではこれが4期になるため、勤務の都合で、1年の後半が忙しくて大学院に通えないとか、長期出張に出なければならないといった場合に1期分だけ休講するといった受講形態が可能である。

社会人にとってはきわめて便利な制度であるばかりか、春と秋、どちらの時期にも入学・卒業できるので、長期出張や転勤などがある社会人には履修計画を立てやすい制度であるところから、ここ数年来、何らかの形でこのシステムを採用する大学や大学院が多数を占めるようになっている。

(6) 短縮・延長コース

これまで修業年限2年を標準としていた大学院修士課程において、1年で修

了できるコースがこれである。

「可能な限り早く研究を終えて、職場復帰を可能にしたい」という、主に社会人を想定したものである。極め付きは、大学から大学院の修士修了まで、通常6年（学部4年、大学院の修士課程2年）を4年に短縮できるコースの設定である。学部の飛び級と1年制大学院の併用でそれは可能になる。

名古屋商科大学が2002年4月に全国で初めて導入した「3+1コース」がその例である。学部生の中の成績優秀者を3年で卒業させて、1年制の大学院に入学させるのである。その結果、2004年3月には、学部卒業生と同年齢の22歳の修士が誕生することになった。こうしたコースの設置には、受験生が激減し、有効な収入増加策が望めない状況下で、学部学生からの収入は学部学生に消費するといった本来の大学財政の仕組みと、学部学生にきめ細かい教育を実施するためには、学部の収入を大学院などに回すことができなくなるといった私立大学が抱える構造的財政事情がある。そのためには、大学院教育に対する費用は大学院自身で一定確保することが必要となるわけである。畢竟、大学院生の大幅な定員増を図らなければならない結果となる。それには受験生にとって魅力ある大学院でなければならない。その方策（院生獲得の起爆剤）の一つが「3+1コース」となる（<http://chubu.yomiuri.co.jp/kyo1/daichi011007.html>）。

もとより、人間の能力は限られており4年間で習得できるものはきわめて限定された範囲のものでしかない。安易に一般化するのは不安がないわけではないが、3年間で事実上卒業可能単位を取得し、4年次生就職が決まると大学に通学しなくなる学生が多く存在する今日、実力と熱意がある学生にとってはきわめて魅力的なコースである。

これとは逆に、仕事や家事などと両立させながら、じっくり学習を進めたい人向きに修士課程を3年間かけて修了するコースを設置している大学院もある。

5. 入試の多様性

研究型大学院のように大学院の入学試験において語学や専門試験を課し、かつ厳しい基準を設けるならば、意欲と能力ある社会人を排除する結果となり、新しい型の大学院の目的は達成できない。当然のことながら、新しい入学試験が模索されなければならない。

そこで設けられたのが、社会入試（特別枠）であり、語学・専門試験免除や面接試験だけの事実上の無試験入学である。

もとより、無試験入学でも志願者に義務づけられている詳細な「研究計画書」や「小論文」、あるいは勤務先所属長からの推薦書などで選考と判定が行われる。特に、研究計画書や小論文においては、基本的な論文作成能力や研究テーマについての理解や知識、さらには研究者としての資質や熱意等が問われることになる。

飛び入学制度もその一つである。多くの大学院の出願条件、つまり、「3年以上大学に在籍しており、所定の単位を優れた成績（例えば、「大学院入学年の3月末までに110単位以上を修得し、かつそのうちの70単位以上がA〔優〕で占めることが見込まれる者〕で修得したと認めた者」に出願資格があるよう、学部の飛び級制度に対応して大学院修士・博士前期において大学卒業を条件にしない態様がそれである。

さらには、必ずしも大学を卒業しなくとも大学院受験資格を認める大学院もある。すなわち、社会で専門的実績を積み、国際協力に従事した人などの大学院進学意欲を高めることを目的に、大学院の受験資格の大幅緩和が図られているのであり、例えば、4年制大学卒業生と同等以上の学力があれば、短大や高専、専修学校、外国人学校、各種学校の卒業生などにも大学院を受験できる仕組みが作られている。

ただし、入学者選抜の方法は一般の志願者と多少異なり、「①個々の大学院が独自の方法で志願者の学力を調査した上で ②「大卒程度」の学力が認めら

れた受験生にのみ入試を行うという「2段階選抜を行う」ところが大半である。

6. そ の 他

大学院で学ぶ最大の課題は経済的負担である。この解決策なくして大学院教育は成り立たない。しかも学費は、文系においてさえ私学の場合、初年度納入金が100万円を超す場合も珍しくなく、理工系、芸術系の大学院は文系よりも高く設定されている。

いうまでもなく優秀で向学心に燃えた学生の確保が、大学院、否、大学生生き残りの生命線であるところから、各大学院は経済的問題のクリア策を模索している。

その最大の政策が奨学金である。それには、大きく分けて支給と貸与の2形態となる。

特に大学院の場合は、学部学生と異なり経済的な事情（経済的困窮）の面より、研究活動を奨励するため、顕著な研究業績のある人物に支給・貸与する場合が多い。他の方策が授業料の減免である。さらには、きわめて少数の最優秀学生には、給費生として学費免除（奨学金の形で授業料相当額を支給）を行ったり、例えばサテライトコースに限って半期の授業料を30万円から20万円に減額する等、各種の事情を考慮して、授業料を減額する措置をしている大学院もある。

また経済的に困難な社会人や学生でも法科大学院で学べるよう、国立大学で初めて広島大と広島市信用組合が、院生向けに無担保、低利率で最大300万円まで融資する教育ローンを新設するなど新たな政策を展開している（対象者は21歳以上、40歳以下で、広島市と周辺市町の同信組の営業区域に住む広島大法科大学院生か合格者で、貸付期間は最長5年間で金利は年2.5%。返済開始以降は変動金利になる－2003年10月2日付『産経新聞』）。

7. 課題

(1) 現下の大学院の変貌は、学部中心であったこれまでの大学が、大学院中心に変わることを意味していた。学部の「アクセサリー＝お飾り」に過ぎなかつた大学院から大学教育の中核への変遷である。しかもそれは、上からの政策で遂行された。大学院重点化政策である。

当然のことながらこれらの政策は、社会人教育を目的に、国策がよりストレートに反映され、私立大学と比較して相対的に多くの人的・物的資源を有していた国立大学を中心に展開され、1990年と比較すると、2002年の大学院の研究科数は1.6倍に拡大された (http://www.keinet.ne.jp/keinet/doc/keinet/jyohoshi/gl/toku0209/p1_01.html)。

その最大の要因が、研究内容が専門化、高度化する一方で、学部入学者のレベルが低下してきたため、本格的な専門教育については学部ではなく、大学院で行うべきとの考え方が広がっていることにある。

それは、学部からの大学院進学者数が2001年はほぼ6万人になり、学部新卒者の10人に1人が大学院に進学していることで証明される。

他方、就職した後、何らかの専門知識を身につけようと退職して、あるいは会社から派遣されて大学院で学ぶ社会人も非常に多く、修士課程の院生全体における比率で1割を突破した事実は、大学院のスタイルが変わってきたことの証左であった。

だが、その結果として多くの問題が醸し出されている。

(i) 定員枠の拡大と定員確保の至上命令からの大量の大学院生誕生は、必然的に大学院生の目的意識の多様化を生み出し、学ぶ意識と目的意識が希薄な、いわゆるモラトリアム院生と、学力の低下によるカリキュラムにすら対応できない院生を抱え込むという「負」の影響といった深刻な問題に直面することになった。否、定員の確保に四苦八苦する大学院すら少なくなく、院生確保に多くの精力を割かざるをえない状況にすらある。

また、学生数の増加は教員の負担増に直結するばかりか、学習条件の低下をも招いた。それは同時に、従来の大学院が果たしていた研究者養成の機能、否、学部教育に対してもマイナス要因として働いた。資源が限られているためである。

(ii) さらなる課題が、出口、すなわち就職の問題であった。大量の大学院生の誕生は、現下の経済事情（不況）もさることながら、大学院修了者の受け皿が社会的に準備されていない現状下では、個々の大学の努力ではいかんともし難い状態にあるといえる。

修士課程修了後の就職率が6～7割という実態と、修了後院生の多くが専門的な仕事に就きたいと考えているのに比して、専門的・技術的職業への就職率の割合はそれほど高くはないばかりか、大半の分野で比率が低下していることが、その顕著な現れである。

つまり、「大学院は出たけれど…」、就職先がない。そんな院生が増えている深刻な現実である。大量の院生が学部の学生と企業を回っている事実である。

就職先が見つからずに「大学に残る博士」といわれたような「オーバードクター問題」に加えて、大量の浮遊する修士課程修了院生の問題もある。

特に「文系」の場合は大学院を出ても優遇されず、多くの院生は学部生と同じ土俵で就職活動をしなければならないのであり、事態は理系に比べものにならないくらい深刻であるが、それは、大学院で学ぶ専門性が、すぐに実社会で通用する社会でないことを思い知らされる局面でもある。まさに、ミスマッチである。

多くの企業が学生に望むのは、学部学生と同じ、「専門知識よりも探求心や自ら問題点をみつけ、分析した上での解決能力と実行力である」ことから、特に文系の場合、大学院進学の目的意識が明確でなければ就職の際は学部学生より厳しくなるのである。

そのため、1991年度に大学院修士課程を修了した院生のうち、就職も進学もしなかった人は全国で約1,900人であったのが、2002年度には約1万人に

膨らんだ結果、1990年から2001年の修士課程修了者の就職率は、73.0%から65.4%と大幅にダウンしている（http://www.keinet.ne.jp/keinet/doc/keinet/jyohoshi/gl/toku0209/p2_01.html）。

今でも多くの企業は学部卒業見込みの学生を好み、大学院修士課程修了の学生の就職戦線は、特に文系で、学部よりも厳しい。まして、博士課程進学者には、門戸の狭い研究職以外、ほとんど就職口がないといってよい。

比較的よいといわれる国立大学大学院の理系ですら、研究職の限定される博士課程修了者のそれは、大学講師などの定職につける割合は1～2割、大きなプロジェクトや学術機関の研究員などが3～4割、合わせて4～6割が、何とか定職に就ける程度であり（<http://chubu.yomiuri.co.jp/kyo1/daichi011003.html>），修了生の半分前後が定職に就けず、公序良俗に反する極めて低賃金・不安定な非常勤講師やアルバイトで細々と生活を送っている人も少なくない。しかも任期制採用が増加している中での将来の不安は増大することこそあれ、減少することはない。

例えば、1990年代前半までは、院生の8～9割が教授からの推薦状を頼りに就職を決めていた工学院大（東京都）でも、ここ数年来「企業が推薦状に頼らず、個人の能力を厳しく見るようになった」結果、教授推薦就職が4割程度に減り、院生がインターネットで企業に直接応募し、他の志願者と競い合う形が主流になってきている。また、大阪大の院生の意識調査では、8割以上が「就職に対する不安がある」と回答、さらに約40大学の院生でつくる全国大学院生協議会の調査でも、「見通しは暗い」などの声が相次いでいる（2002年11月2日付『朝日新聞』）。

文系に至っては論を俟たない。

換言すれば、大学院修了生は、定職に就けないため満足な給料を得られない上に、博士課程修了者の場合、600～700万円近くの借り入れになる奨学金返還問題が重くのしかかっているのである。当然、返還がスムーズに行われず、回収不能となった奨学金444億円の一翼を担う結果となる。研究職のポストが

一層限られてきているのに、院生が増え続けている状況からは、多額の借金を背負って、就職できない状況がますます増加するばかりか、改善される要素はまったくといってよいほどないといわなければならない。

この実体はまさに、生活を犠牲にする覚悟がないと研究ができない状況が醸し出されていることを意味する。それ故、博士課程受験者に対して、この事実の「念押し」をして、その覚悟がある場合のみ、進学を許可する大学院も少くない。

問題発生の主たる要因は、採用側が、専門能力を重視していないことがある。その顕著な例が、国家公務員の採用試験である。まず、年齢制限のために、博士課程修了者は最難関の1種試験以外、受験すらできない構造になっている。仮に受験できても、試験内容は暗記中心の一般教養や試験のテクニックがないとできない専門・論文試験があるため、専門（職）大学院や博士課程に進学して専門教育を真剣に学ぶより、予備校の公務員講座を受講した方が遥かに近道となる。否、民間において採用形態が大幅に変貌している今日的状況の中でも、相も変わらず4月一括大量採用形態に固執しているのが、公務員試験なのである。

したがって、特定の分野に空きができた場合、その職に限定した採用を行い、募集に対しては、その職務内容や権限（責任）と求められる専門能力の詳細をオープンにして採用試験を行う「随時採用」を取り入れる政策を、公務員試験の分野でも実施しなければならないことになる。国家や地方自治体が旧態依然とした採用政策を改善した上で、大学院修了者に対する新たな採用方式を民間に求めるのが、問題解決の有効な方策の第一歩となるのである。

すなわち、抜本的な就職対策の政策のない国家プロジェクトとしての大学院重点政策は整合性がなく、政策そのものが破綻していると批判されなければならない。

もとより、個々の大学院の努力も当然行われている。

文部省（当時）の高度な知識や能力を持った人材育成政策に則り、1991年

度から大学院の拡充に乗りだして新設や定員を拡大した結果、1992年度に約970人だった院生が、2002年度には約2,260人に増えている立命館大（京都市）では、2002年6月から、「採用に結びつく教育を」「10年後に必要とされる人材は何か」をテーマに、就職を見据えた大学院のあり方をどうすべきかについて、大学院教育の質を見直す政策の構築にとりかかっている。また、「文系の場合は大学院を出ても優遇されず、多くは学部生と同じ土俵で就職活動をしなければならない現実を直視して、「社会のニーズに応える専門知識を身につけるため」と、とりあえずは大学院進学が決まった4年生を対象に、進学前から語学やパソコン操作を教えていた。さらに、大阪大大学院工学研究科（大阪府吹田市）は2002年春、コミュニケーションに重点を置いて実用的な英語力をつけさせる「工学英語1」を開講し、前期課程1年の院生のうち8割以上が履修している（2002年11月2日付『朝日新聞』）。

(iii) 大学院重点政策による院生の大幅増加は、施設の面でも深刻な問題を醸し出している。国立大の場合、学生1人当たりに必要な面積を、理系の修士課程で29平方メートル、文系で9平方メートルと定められているが、例えば、定員15名の研究室に50人を超える院生が入学しているため、研究する上で必要不可欠な最低限度の机の数すら足りない状況が生まれているのが現実である（<http://chubu.yomiuri.co.jp/kyo1/daichi011002.html>）。ひしめきあう研究室ではたしてまともな研究活動が可能なのか、はなはだ疑問である。

もともと満足すべき施設が不足している上に、もっぱら財政問題から院生の急増に条件整備が追いつかないためであるが、文科省は2003年4月、国立大の施設を、今後5年間で、大学院120万平方メートルを含む、東京ドーム約130個分に相当する延べ600万平方メートルを整備する緊急計画を発表した。計画の100%実施が早急に望まれるが、一方、私学に対する抜本的補助政策は不明確である。

(iv) 学部教育から大学院教育にシフトを移す大学院重点化政策は、国立大学を中心に教員の肩書きを学部教授から大学院教授に変えたが、他方、その仕事

量も大幅に増大させた（なお、「アメリカの大学教授は、〇〇大学××学教授であって、大学院教授を肩書きにしたりはしない」－佐和隆光、ハードヘッド＆ソフトハート第23回『大学改革に見る文部科学省の錯覚－「大学院重点化はアメリカの真似事」』＝『経』No.24－2003年10月号44頁）。

すなわち、重点化政策が始まり、定員枠の増大を求められた各大学は、予算配分を前提とする国家からの評価を前に、それに従わざるを得ない状況に追いつめられた。端的な例は、重点化政策の前は、定員割れでも、文部科学省が咎めることはなかったが、政策開始後は定員の充足を厳しく求められたため、院生確保が各大学の至上命題となった事実に現れている。大学に対する文科省の評価に直結し、予算に反映されるからである。しかも、旧7帝大が一斉に重点化されたため、定員2倍のレベルの高い院生の獲得がし烈になった。

定員が増えれば教育の現場での仕事も必然的に増加する。当然、会議も増える。土、日曜を返上しての教育・研究で果たして満足すべき教育ができるはずがない（<http://chubu.yomiuri.co.jp/kyo1/daichi011001.html>）。これに2004年4月発足の独立行政法人化の問題や学内の組織改革などの雑務が加わった。独立法人が実現した後も、さまざまなかつ新たな業務が目白押しである。

(v) これまでの大学院には、一定のうま味があった。「必殺ウラ技」である。働きながら勉強すれば「8～10年」、専門学校に通い試験勉強に専念しても「4～5年」はかかるといわれるほどの難関試験となった税理士試験をパスしなくとも、つまり、無試験で税理士資格が取れたという迂回ルートが確保されていたのである。

大学院で商学（経営学）と法律学の2つの修士課程（マスター）を修了すれば（いわゆる「ダブルマスター」）、税理士の資格が取れたためである。この制度が、一定期間税務署に勤めれば資格が取れると同様のバイパスコースであり、実際、税理士の子弟の少なくないものが、このルートを使い税理士資格を取った。まさに“裏ワザ”である。

この制度が発足した税理士法が制定された1951年当時、大学院進学者は、

高度な研究者を目指すごく少数の人々であったことから、かかる研究者には税理士になる能力が十分に備わっていると判断され、特例として、税理士資格を与えることでも不思議なことではなく、また資格を取得する人数も少なかったため、それはそれなりに、一定の合理性をもっていたといえよう。

だが、税理士試験の難関化と大学院の大衆化とが相まって、次第にこの迂回ルートが注目されはじめ、また大学院側も、院生確保ために積極的にこの制度の利用を盛んに宣伝したため、一定の大学院は迂回ルートの学生で占められる現状が生まれた。

無試験で難しい税理士資格がとれるが故に、商学・経営・法学系大学院のメリットがあり、当然の結論として学生の確保が可能になった。つまり、「必殺ウラ技」目的の院生に、大学院側が財政的にも助けられてきたのが偽らざる現実であったのである。

特に、第2次ベビーブーム世代が大学を卒業し始めた1995年ごろから、「税理士無試験取得マニュアル」が書店に並び、大学院進学のための予備校が次々と開設され、さらに比較的進学のたやすい地域の大学院に受験生が集中する現象さえ生まれた (<http://chubu.yomiuri.co.jp/kyo1/daichi011004.html>)。

つまるところ、特例が特例でなくなったわけであるが、これは、「税法を知らない（学習しなくとも）税理士資格が得られる」というキーワードが顕著に表現しているように、必然的に税理士の質の低下を招き、社会的にも制度そのものが批判にさらされるようになった。

例えば、若手の税理士3,000人で組織される全国青年税理士連盟は、迂回ルート是正のための税理士法の改正を訴え続けてきた。「継続は力なり」といわれるとおり、その訴えは2003年5月の税理士法改正で実現することになった。法改正で、2004年4月入学の院生からは、無試験での資格取得は認められなくなり、当然のことではあるが、合格に必要な5科目のうち、会計学と税法の計2科目は試験を受けてこれに合格しなければならなくなつたのである。

その結果、経営、商学、法律学研究科などの志願者が2分の1から3分の1

に軒並み落ち込んだ。迂回ルートがあったために院生が確保できていた大学院にとては、当然の結末であった。これにより、会計学や税法の授業等、税理士受験に関係ある講座の充実に努めなければならなくなつたが、それはまた大学院の試験予備校的色彩の一層の強化を意味した。院生は税理士試験のため大学院に通いながら、予備校に通学することを余儀なくされたわけである。大学院生のダブルスクール化である (<http://chubu.yomiuri.co.jp/kyo1/daichi011004.html>)。

(vi) 一部の私立大学のホームページなどの表現中、「学外で実務研修を受ける科目などの受講は、成績優秀者や申し込み順など人数制限があるにもかかわらず、全員が受講できるとの誤解を与えかねない表現があった」ため、景品表示法に抵触する恐れがあるとして、公正取引委員会より、日本私立大学団体連合会が注意を促され、同連合会が加盟する3つの私立大学団体を通じ、正式な募集要項を作成する際は、受講条件を明示するなど表現に配慮を求める通知を各大学に出した（2003年11月23日付『日本経済新聞』）という、前代未聞の「おまけ」が付いた法科大学院も、多くの問題を抱えている。

司法試験合格のために知識偏重の法律知識だけでなく、高い教養と法理論を備えた質の高い法律家を数多く育てるための国家プロジェクトとして法律家養成の中核的教育機関として誕生した法科大学院は、少子化で生き残りをかける大学が、法科大学院を設置しなければ法学部のみならず、法学部以外の学生も集まらないと、2003年6月末に72校が設置認可を申請、2004年4月、国公私立の66校（国立19校、公立2校、私立45校）が認可された。

入学定員は国立1,650人、公立140人、私立4,160人計5,430人であったが、これに、法律基本科目の「刑事訴訟法や民事訴訟法といった分野で、専任教授が配置されていない」として一度保留となり、2004年1月に認められた大阪大と専修大を加えると5,605人となる。4大学が不認可となつたが、大学・大学院の設置にからみ不認可が出たのは、申請を取り下げたケースを除いて1975年以来28年ぶりであった（2003年11月22日付『毎日新聞』）。

国際人権法、IT法など意欲的なカリキュラムを組んで高水準の教授陣をそろえる（2003年11月22日付『東京新聞』－「社説」）とともに、司法試験予備校大手の法学館（学校名＝伊藤塾、東京・渋谷）との提携を打ち出した龍谷大は、「従来の司法試験対策教育の持つ弊害を排した教育を確実に実現できるという十分な説明がなかった」、また、予備校の辰巳法律研究所（東京・新宿）との提携をうたった青森大については「全般的に新司法試験の受験対応に偏った教育課程の編成が是正されていない」と結論付けられた。さらに、米国のクリントン前大統領を招いた開学50周年式典の前日に不許可の通知を受けた愛知県日進市に16億円を投じて新校舎を建設中の愛知学院大は、行政法と民訴法の専任教員（1人は73歳だが、司法試験委員も務めた現役教授）の業績不足を指摘された。その上、認可された大学の大半が「教員の年齢構成が高齢者に偏っていることは正や教育課程の充実」「授業科目の教員補充」などを求める等、何らかの問題点（「留意事項」）の指摘を受けた（留意事項については、設立後3年間、守られているかどうか調査される－2003年11月22日付『毎日新聞』&同日付『読売新聞』）。

しかし、今回の認可については、「典型的な法学部教授を選ぶかのような基準だ」「法科大学院は実務重視なのに、相変わらず大学の法学部の延長のような特徴のない大学院や、高齢者をかき集めたケースも少なくなかった」とか、地方で法科大学院の空白県をつくりないため、たいした教育内容でなくても、開校を認めたケースもあるとの批判が相次いだ（不認可となった龍谷大学は、「従来の司法試験対策から離れた教育ができないからという疑念だけで開設させないのは、規制緩和の流れに逆らった事前規制の強化だ」とコメントを出した－2003年11月22日付『東京新聞』&同日付『読売新聞』）。

他方、特に、専任26人の中10人が65歳以上とか、教員15人のうち8人が65歳以上で、かつ年齢構成に偏りがあるなど、教員が高齢すぎる大学院が多く、それ故、いかにも「かき集めた」という感じで、これで、知力だけでなく体力も求められる対話型授業を開講しなければならない法科大学院の教育がで

きるのか（「本気で新しい教育をする気があるのか」）、「設置大学の姿勢が問われる」（2003年11月22日付『東京新聞』—「社説」と2003年11月24日付『読売教育ニュース』）との批判が生まれている。認可された大学院の1校ごとの規模も300人から30人まで大きな幅があり、仮に定員の全員が試験を受けるとすると、合格率は全体で5割程度となる。何人でも受験できる現行の司法試験の合格率2%程度と比較すれば飛躍的な増加ではあるが、5割という数字は、日本は信頼社会であるため、契約社会であるアメリカのように弁護士の必要性は高くないにもかかわらず、数千人の司法官（その大部分が弁護士となる）を生産するという「改革」を行った文科省の常識に対する疑問（佐和隆光、ハードヘッド&ソフトハート第23回『大学改革に見る文部科学省の錯覚—「何のための専門職大学院なのか」』=『経』No.24—2003年10月号44頁）は別にして「学生の7~8割が司法試験に合格する教育により、2010年には3,000人が合格する」との大学審構想の「定員超過」による端からの崩壊を意味していた。

しかも、このうち22校が東京都に集中、京都、大阪、兵庫の3府県でも14校となるなど、都市圏に集中しており、「空白県」が24県にも上っている。「地域を考慮した全国的な適正配置に配慮」することを求めた（法科大学院の創設を提言した）政府の司法制度改革審議会の目的に反した結果であることは明らかだった。

さらなる問題は、法科大学院に入るため初年度16,000人（日弁連）と約37,000人（大学入試センター）が受験した適性試験、その後の入学試験（本試験）、そのうえ2年コース希望者用の法学既修者認定試験が新たにできる等、試験が増加したばかりか、従来の司法試験も生まれ変わるもの予備試験ルートとして存続することである。これらは、これまでどおりの「点」としての試験の「一発勝負」であり、その事実は、なんら変わらなかった。

いうまでもなく、法科大学院の目玉は入学後に展開される授業方法である。建前的（総論的）には法曹養成の「プロセス」を重視するといわれる。だが、

現在のところ単なるスローガン（念仏＝お題目）にとどまっている。

3万人以上が受験する現在の司法試験の問題点と、そうした問題が醸し出された背景を分析して（現行制度の欠点や限界を徹底的に検証して）初めて具体的な解決策が見いだせるのに、それを十分に行わず、これまた「（司法）改革」とのスローガンに踊らされ、法曹の数を増やすという政治の要請から安易にアメリカの制度を模倣した国家政策に引きずられた上に、「生き残り」のキャッチコピーにあと押しされ、何が何でも設置しなければとの恐怖心から、各大学が開設に走った結果である。

否、単に試験が増えただけで、その結果、予備校だけが繁栄するといった、その目的と背反する事態すら危惧される。すでにその道のプロである予備校に適性試験のコースが設置されおり、一定のニーズを満たしている現実は、「試験がある限り、テクニックが必要となる」が故に必然であり、「試験があるかぎり、予備校がなくならない」との命題を改めて認識させるに十分であった。これまで司法試験を受験する学生が法学部の授業に出席せず、学部教育の形骸化が進んでいたが、法科大学院設置で司法試験受験以前の段階ですでに予備校通いが始まっているとさえいえるのである。

それはまた、さらなる学部教育の崩壊現象を意味する。法科大学院の適性試験をクリアするための教育を、就職といった他のコースに進む多くの学生を抱える学部で専門的に行なうことは、現在の大学では、人的にも物的にも、ほぼ不可能といってよいからである。

端的に言えば、大学から横滑りするスタッフが多い中、かつ新たな教育方法論を提起できない段階で、法科大学院が、いわれるところの質の高い講義や厳しい成績評価が果たしてできるのか、大いに疑問である。しかも、10年間は一定数の教員は学部兼任なのである。大学院のみならず、学部教育双方とも中途半端になりかねない。

そのうえ、法曹界から転出・派遣される教員は、そもそも技術とノウハウを持たない教育に関しては「素人」である。単に実務的なことを教えるなら、専

門学校や予備校で十分であり、法曹養成機関をつくる意味はない。

すなわち、それらがミックスされたスタッフで高邁な目的が達成できるであろうか、疑問が投げかけられるところであり、司法試験受験熱が法科大学院入試に置き換わり、さらなる発展を促しただけなのではないのか、との疑念を払拭できないのである。なかでも法学未修者に対する法律の基礎知識の教育は重要である。それは現有スタッフで行われるのであるが、教員の過重負担は深刻となり、これまた、予備校のサポートを仰がなければならぬことになりかねない。

加えて、法科大学院の理念と正反対の制度でありながら、大企業を中心とする経済人らでつくる「司法改革フォーラム」の働きかけがあったことに見られるように（2002年8月2日付『朝日新聞』），政財界から拡大要求が強い予備試験（バイパス）ルートの存続も問題である。

経済界の要請の主たる理由は、法科大学院進学の経済的余裕のない者に対する救済といった建前とは別の、大企業の法務担当社員の受験コースとして拡大再生産させるところにあるといわれている。つまり、各種訴訟に直面している各大企業が、法務部員に資格をとらせ、弁護士として法務部門を担当させ、報酬が高い弁護士を社員弁護士に置き換える「安上がり政策」を可能にするためであるとの多方面からの指摘も、あながち間違いではないといわなければならない。

予備コース存在の最大の問題は、「国際的な競争にも耐えられる」と同時に、「暮らしの中で起きるトラブルについて丁寧に相談に応じられる」身近で利用しやすい法律の専門家を育てることを可能にするため（「司法の変革」）には、受験テクニックではなく、教育のプロセスを大切にしなければならないといった、法科大学院の理念そのものを骨抜きにする危険性である。

さて、法科大学院の評価はとりもなおさず、新司法試験の合格率で判断されることになるが、そのためには一人でも優秀な院生確保が必要条件となる。その競争は、私立大による年間授業料の値下げ競争で始まった。早稲田大が当初

より75万円引き下げれば、中央大が全学生の77%に全額か半額を免除する奨学金制度を発表、続いて慶應大が、入試成績の上位40人の授業料全額免除を打ち出したのが、その顕著な例である（2003年12月22日付『読売新聞』－『よみうり寸評』）。

これでは財政的基盤の弱い大学は太刀打ちできなくなる。まさに弱肉強食、大が小を淘汰する一里塚である。そもそも、経営的には成り立たない法科大学院のダンピングは、とりも直さず学部の収入の大学院での消費を一層強くするもので、それは学部教育の犠牲の上に成り立つ構造をより鮮明にしている。

大学（院）改革の一つの結末である。

(vii) 通信制大学院も課題満載である。多くの大学で通信制大学院の教員のすべてが兼担で行われており、大学によっては、教員が多忙すぎ、また教員・院生のIT取り扱い能力に問題があり、かつ教員や院生をサポートする補助教員やTAを配置している大学と配置していない大学があるため、「十分に教員から指導を受けられた、学生間での意見交換・情報交換も行えた」という学生と、「十分にこれらの機会を得られなかった」という学生がでている等、その目的と現実の間に深刻なギャップが生まれているからである。同時に、専攻によって差異はあるものの、2001年3月現在、平均42%という修了率は、修了認定が安易に行われていないことと同時に、院生側の学修時間確保の困難さや大学側の指導体制の不十分さが影響しているとも考えられ、今後に課題を残しているといわなければならない（メディア教育開発センター「通信制大学院修士課程に関わる調査研究」・中間報告－2001年9月）。

おわりに

鳴り物入りの国家プロジェクトとしての大学院重点政策ではあったが、肝心の財政的手当てが極めて不十分、かつ修了生を受け入れる社会的環境の整備が遅れていたため、幾多の問題が釀し出された。

最大の問題は、授業料収入を主要な収入源とする私立大学ばかりか、財政規

模が限られている国公立大学においても、教職員の数、施設設備の水準などの面できわめて厳しい状況下にあるが、こうした状況を放置した上で、研究者養成機能の向上という従来の課題に加えて、高度専門職業人養成に本格的に取り組むことが事実上強制されることから生じる種々の問題（弊害）に対する基本的な国家政策（財政援助）が提案されないところにある。

これらの問題を解決するのは容易ではない。しかし、早急に解決されなければ大学院政策は破綻の憂き目にあう。要は、大学政策の見直しであり、最重要課題は、財政的な裏付けである。それでなくとも、先進諸外国と比べて日本の教育に支出する金額は少なすぎる。中でも私学助成は、貧困の一言に尽きる。教育立国とのスローガンを掲げ、思い切った財政投入が今こそ求められているといわなければならない。

独立法人大学と私立大学に投じる国費を同じにする、いわゆる「イコール・フッティング論」は別にしても、独立法人大学の授業料を安く抑えることは、公平な社会構築のための重要な施策である所得再分配的性質を持っている。ならば、大学生の4分の3の教育を担っている私学に対する国庫助成を、私学助成法の付帯決議である経常経費の2分の1まで高めることが肝要であるというべきである。

今政府がなすべきことは、専門職大学院等への政策誘導ではなく、大学・高等教育全体の均衡ある発展を可能にする財政措置の重視である。